(別添)

○農林水産省令第六十三号

医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十五号)

第八十三条第一 項 \mathcal{O} 規定により読み替えて適用され る同法六十八条の二の五 の規定に基づき、 動物 用 医薬品

等取締規則 (平成十六年農林水産省令第百七号) の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年十一月二日

農林水産大臣 野村 哲郎

動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令

動物 用医薬品等取締規則 (平成十六年農林水産省令第百七号) の一部を次のように改正する。

次の表により、 改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

第百八十四条の十三の二 法第六十八条の二の五の農林水産省令で (新設) 定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める措置は、次の各号に掲げる区グに定める措置は、次の各号に掲げる区グに定める措置は、次の各号に掲げる区グに定める措置は、次の各号に掲げる区グに表の正常一項及び第二項に掲げる再生区療等製品を特定するための特別であって、その容器又は再生医療等製品を特定するための情況があって、その容器又は再生医療等製品を特定するための情況があって、その容器又は再生医療等製品を特定するための情況があり、とができないもの(第三号に掲げる再生医療等製品を特定するための原子を割該医療機器プログラムの極に関係者が当該医療機器プログラムを使用する者に対する当該医療機器プログラムを使用する者に対する当該医療機器プログラムの特定に資する情報の提供と併せて行う当該者が容易に閲覧できる方法による当該情報の提供と併せて行う当該者が容易に閲覧できる方法による当該医療機器プログラムの特定に資する情報の提供と併せて行う当該者が容易に閲覧できる方法による当該医療機器プログラムの特定に資する情報を記録とした電磁的記録の提供	改正後
	改
	正
	前

は再生医療等製品を特定するための符号のこれらの被包への表製品であって被包に収められたもの 当該医薬品、医療機器又四 前三号に掲げるもの以外の医薬品、医療機器及び再生医療等

五. 製 品 前 0) 符号のこれらの 各 当該 号に 医薬品、 掲げるもの 容器 医 |療機器又は 以 外 の表示 0 医薬品、 再 生医療等製品 医療 機器 及び を特定するた 再 生 医 療 等

2

しない 薬品 前項の規定にかかわらず ぼすおそれがある場合その 認を受けて製造販売がされた再生医療等製品に 定による法第二十三条の二 法第二十三条の四十第 て準用 の二の十七の承認を受けて製造販売がされた医療機器又は 含む。 項におい 法第二十三条の二の しくは第十九条の する場合を含む。 一条の二十六の二第 項 容器又はこれらの被包 項において準用する場合を含む。 第十四条の二の二第一項)の規定による法第二十三条の二の五若しくは第二 医療機器又は再生医療等製品を特定するための する場合を含む。 (法第二十三条の二の二十第一 て準用する場合を含む。 六の二 若しくは第十四条の三第一 項において準用する場合を含む。 項 承認を受けて製造販売がされ 他の 第 十五若しくは第二十三条の三十 若しくは第二十三条の二十八第 同項に規定する措置を講 (法第二十三条の三十七第五 0) (法第十 項 やむを得ない 表示により流 (法第二十三条の二の十七第五 若しくは第二十三条の二の八 項において準用する場合を 九 の規定による法第 条の二 理由 通 つい 第 \mathcal{O} があ 項(法第二十条 確 五. て ずることを 保 項 る場 は、 に支障を及 符号のこれ た医薬品、 に 項 お 一十三条 合は、 当 法第一 十四条 に 七 い 一該医 の承 項 \mathcal{O} お 7 規

を要しない。 再生医療等製品については、第一項に規定する措置を講ずること 可に現の規定にかかわらず、次に掲げる医薬品、医療機器及び

| 高度管理医療機器以外の医療機器| 第百七十五条の三に定める医薬品

製品 製造専用医薬品、製造専用医療機器又は製造専用再生医療等

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年十二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に製造販売された医薬品、 医療機器又は再生医療等製品については、改正後

の動物用医薬品等取締規則第百八十四条の十三の二の規定は、 適用しない。